

狩猟免許、猟銃所持許可の取得について 補助金交付事業のお知らせ

中標津町では、農作物被害、人的被害の対策として有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得及び猟銃所持の許可までにかかる費用に対して補助金を交付します。詳しくは下記及び中標津町ホームページをご覧ください。

○補助対象者

- (1) 第一種銃猟免許及び銃砲刀剣類所持許可を新規に取得した方
- (2) 中標津町に住所を有し、町税等に滞納がない方
- (3) 狩猟免許取得時の年齢が 50 歳未満の方
- (4) 北海道猟友会中標津支部中標津部会に入会し、狩猟者登録を受けてから 3 年間、中標津町の有害鳥獣捕獲対策事業に従事できる方

○補助金額

第一種銃猟免許の取得並びに猟銃所持許可に係る講習受講、試験受験及び申請手続き等に要する経費の全額を補助します。(限度額 9 万円)

○申請方法

中標津町狩猟免許新規取得等補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に必要書類を添付のうえ、中標津町役場経済部農林課自然環境係まで提出願います。

※免許等取得から 3 カ月以内に申請してください。

- (1) 住民票
- (2) 町税等に滞納がないことを証明するもの
- (3) 取得した第一種狩猟免許状及び銃砲所持許可証の写し
- (4) 補助対象経費の領収書の写し
- (5) 猟友会に入会したことを証する書面
- (6) 誓約書(別記様式第 2 号)

○問い合わせ先

中標津町役場経済部農林課自然環境係
電話 0153-74-0495 (直通)

